

会計年度任用職員（臨床心理技術者）募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（臨床心理技術者）
採用予定人数	1人
職務内容	1 乳幼児健診の心理相談、精神発達相談及び5歳児発達相談 2 乳幼児の発達に関する相談・助言 3 その他所属長が必要と認める業務
応募資格	次のいずれかの要件に該当する者 1 公認心理師 2 臨床心理士 3 臨床発達心理士 4 臨床心理学専攻の大学を卒業した者 5 教育学専攻の大学を卒業した者 6 乳幼児の発達相談に係る実務経験を3年以上有し、かつ、上記要件と同等の能力を有する者 地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	乳幼児の精神発達に関する相談経験がある方
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、再度任用の可能性あり
勤務場所	札幌市西保健センター（住所：札幌市西区琴似2条7丁目） ※勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務所属	札幌市西区保健福祉部健康・子ども課
勤務日・時間	勤 務 日：1週間当たり3日（月曜日～金曜日）を超えない範囲内で所属長が定める。 休 日：土曜・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日 勤務時間：1週間当たり12時間を超えない範囲内で所属長が定める。 1日当たり4時間（8時45分から17時15分の範囲内において） 休憩時間：なし ※時間外勤務を命ずる場合あり
給与	日額 7,555円（地域手当を含む） ※上記金額は令和8年1月時点のものです。給与改定等により採用時に変更されることがあります
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等有（支給要件有）
休暇	年次休暇（任用当初から付与、原則1日）、特別休暇（夏季休暇等）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	適用なし
福利厚生	加入しない
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	・応募受付期間：令和8年1月5日（月）～令和8年1月16日（金） ・面 接 日 程：令和8年1月下旬 ・合否決定時期：令和8年2月上旬 ・応 募 方 法：上記の受付期間までに写真付き履歴書（※）を下記まで持参または郵送 ※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。

	【履歴書送付先（募集者）】 〒０６３-０８１２ 札幌市西区琴似２条７丁目１－２０ 札幌市西区役所保健福祉部健康・子ども課保健予防係 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員（臨床心理技術者）履歴書在中」と朱書き
個人情報の取扱い	履歴書等の応募書類に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考、任用の他、任用に至った場合は、給与、社会保険、税、福利厚生、公務（通勤）災害、退職、服務、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。